

特集「第3次犯罪被害者等 基本計画の策定」

犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）において、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされている（基本法第8条第1項）。

これに基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画（17年12月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）が、23年3月には第2次犯罪被害者等基本計画（23年3月25日

閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）がそれぞれ策定された。

第2次基本計画は、その計画期間が27年度末までとされていたことから、今般、計画期間を28年4月1日から32年度末までの5か年とする第3次犯罪被害者等基本計画（28年4月1日閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）が策定された。

本特集では、第3次基本計画の策定経緯及びその概要を紹介する。

第1節

第3次犯罪被害者等基本計画の策定経緯

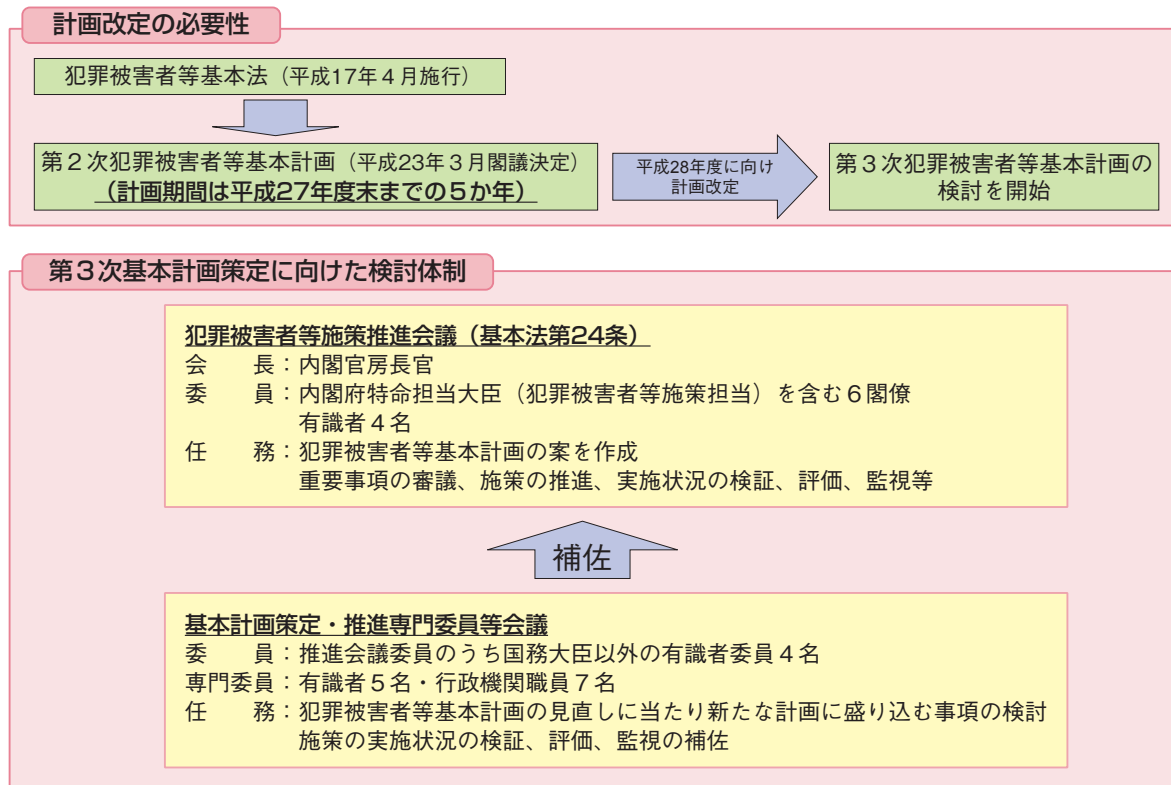
1 策定に向けた検討の枠組み

基本法において、内閣総理大臣は犯罪被害者等基本計画の案について閣議の決定を求めなければならないとされており（基本法第8条第3項）、その案の作成については、内閣府に特別の機関として設置されている犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）の事務とされている（基本法第24条第2項第1号）。また、推進会議は、犯罪被害者等施策の実施状況を検証・評価等することとされている（基本法第24条第2項第2号）。推進会議の下では、「基本計画策定・推進

専門委員等会議の開催について」（平成22年2月15日推進会議決定）により、犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討や犯罪被害者等施策の実施状況の評価の補佐を行う基本計画策定・推進専門委員等会議（以下「専門委員等会議」という。）が開催され、第3次基本計画の策定に向けた実務的な検討が行われた。

第3次基本計画は、このような枠組みの下で策定された。

図表1-1 第3次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた検討の枠組み



2 第2次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望意見の募集

基本法では、犯罪被害者等施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定過程の透明性を確保することとされている（基本法第23条）。

これを受けて、第3次基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者等やその支援に携わる者を始めとして、広く国民一般から、第2次

基本計画の見直しに関する要望意見を募集し、これを踏まえて検討が行われた。要望意見の募集方法としては、郵送やインターネットを通じて広く要望意見を募集するとともに、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体からは、直接、要望意見を聴取した。その結果、70人及び56団体から約350項目の要望意見が寄せられた。

図表1-2 要望意見の募集

- 第2次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするため、犯罪被害者等やその支援に携わる者を始めとして広く国民一般から要望意見を募集
 - ・ 要望意見の募集
平成26年8月～9月の間、郵送及び内閣府ウェブサイト上で要望意見を募集
 - ・ 要望意見聴取会の開催
犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体を対象として開催
平成26年9月29、30日及び10月1日 東京都内
平成26年10月10日 大阪府内
⇒ 70人、56団体から約350項目の要望意見

★寄せられた要望意見の例★

- ・ 地方公共団体の総合的対応窓口における支援コーディネーターの確保・育成
- ・ 地方公共団体における生活支援専門職の活用
- ・ 「犯罪被害者支援強化月間」の実施
- ・ 国、地方公共団体、企業、各種団体等が連携した大々的な「国民運動」の展開
- ・ 警察に被害申告しづらい犯罪被害者への支援・情報提供
- ・ 犯罪被害に遭った子供及びその家族に対する支援
- ・ 公営住宅・民間住宅における犯罪被害者等に対する入居への配慮
- ・ 民間団体に対する財政的援助
- ・ 民間団体の活動に関する広報

基本計画策定・推進専門委員等会議で検討

3 第2次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価

上述のほか、第3次基本計画の策定に当たっては、第2次基本計画の実施状況の評価を行って現行施策では不十分な事項や今後より一層充実すべき事項を明らかにし、これを踏まえた検討が行われた。

実施状況の評価は、5つの重点課題（①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）の各項目で評価を行い、第2次基本計画の計画期間内に明確な成果を上げることができなかつたとされた施策が今後の課題として挙げられた。

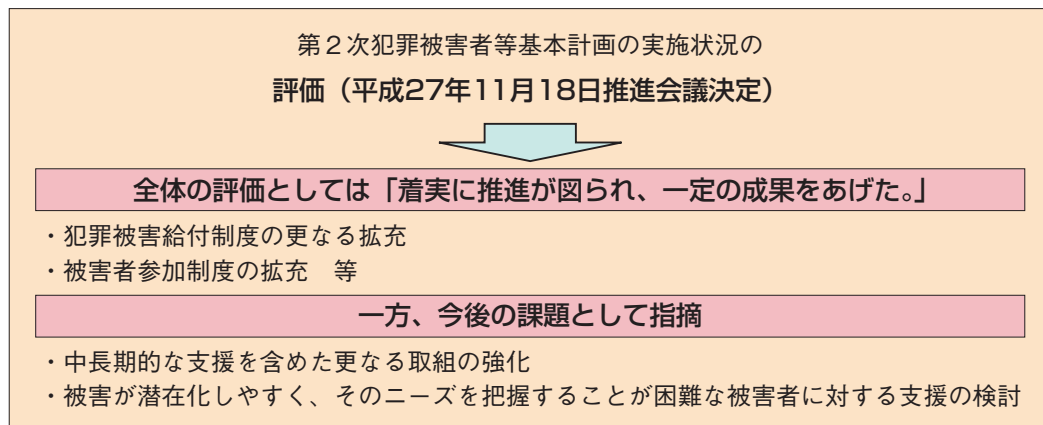
具体的には、海外で被害に遭った犯罪被害者等に対する経済的支援については、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創

設に関する検討会」の取りまとめに従った施策の推進について」（平成26年3月26日推進会議決定）において、「与党と連携しつつ、具体化に向けた取組を進める。」とされたが、いまだ実現されておらず、引き続き、その具体化に向けた取組を推進していく必要があると評価された。また、カウンセリング等心理療法の費用負担については、国の支援・関与の下での全国展開を盛り込んだ「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」（27年4月2日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会）が取りまとめられ、同報告書で示された提言を実現していく方向で一定の改善を図っていくこととなったが、提言内容を早期に実現するために予算を確保していく必要があると評価された。

第2次基本計画全体の評価としては、第2次基本計画に盛り込まれた具体的施策について、着実に推進が図られ、一定の成果をあげたものと評価できるとされた一方で、中長期的な支援を含めた更なる取組の強化及び被害

が潜在化しやすく、そのニーズを把握することが困難な被害者に対する支援の検討が、今後の課題として指摘された。

図表1-3 第2次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価<概要>



4 策定に向けた検討状況

第2次基本計画の見直しについて寄せられた要望意見及び第2次基本計画の実施状況の評価等を踏まえて、第3次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点が抽出された。

第2次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける主な論点

- 1 地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進
- 2 犯罪被害者等を支える気運の醸成
- 3 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
- 4 被害児童に対する国費による専門的治療等
- 5 犯罪被害者等に対する中長期的支援
- 6 犯罪被害者等の安全・安心の確保
- 7 民間団体の活動促進
- 8 加害者の損害賠償責任の実現方策

また、第2次基本計画の見直しについて寄せられた要望意見については、その一つ一つへの対応について専門委員等会議において検討された。

なお、性犯罪及び配偶者等からの暴力（DV）の被害者への支援等については、先行して進められていた第4次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討の場においても論点となっていたことから、同計画と第3次基本計画との整合性が図られるよう、専門委員等会議における検討は第4次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討の結果も踏まえて行われた。

こうして、平成27年1月から同年9月まで月1回の頻度で計9回開催された専門委員等会議での論点等に関する活発な議論を経て、第3次基本計画案の骨子案が取りまとめられ、同年11月18日、推進会議において第3次基本計画案の骨子が決定された。この骨子について、同月19日から12月10日までの3週間、パブリックコメント（国民からの意見募集）が実施され、個人62名並びに地方公共団体及び民間の犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う団体等の28団体から、内容が重複するものを除いて377件の意見が寄せられた。

そして、28年1月に開催された専門委員等会議において、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ、骨子に盛り込まれた具体的施策の修正等が行われ、その後、第3次

基本計画の案が確定された。同年3月30日、推進会議で第3次基本計画の案が決定され、同年4月1日の閣議において、第3次基本計画が決定された。

基本計画策定・推進専門委員等会議



図表1-4 犯罪被害者等施策推進会議委員及び専門委員（平成28年3月末現在の体制）

犯罪被害者等施策推進会議			基本計画策定・推進専門委員等会議		
	委 員	役 職 名		専 門 委 員	役 職 名
閣 僚	菅 義 偉	内閣官房長官	省 庁	内 閣 府	犯罪被害者等施策推進室長
	加 藤 勝 信	内閣府特命担当大臣		警 察 庁	長官官房総括審議官
	河 野 太 郎	国家公安委員会委員長		総 務 省	大臣官房総括審議官
	高 市 早 苗	総務大臣		法 務 省	大臣官房審議官
	岩 城 光 英	法務大臣		文 部 科 学 省	大臣官房総括審議官
	塩 崎 恭 久	厚生労働大臣		厚 生 労 働 省	政策統括官（社会保障担当）
	石 井 啓 一	国土交通大臣		国 土 交 通 省	総合政策局次長
	有 識 者	瀬 川 晃		同志社大学 法学部教授	有 識 者
中 島 聡 美		(国研)国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 成人精神保健研究部 犯罪被害者等支援研究室長	伊 藤 富 士 江	上智大学総合人間科学部 社会福祉学科教授	
中 曾 根 え り 子		(公益社団)にいがた被害者 支援センター理事・支援局長	川 出 敏 裕	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	
森 山 博		弁護士	椎 橋 隆 幸	中央大学大学院 法務研究科教授	
				渡 邊 保	犯罪被害者遺族

※ 基本計画策定・推進専門委員等会議構成員は、犯罪被害者等施策推進会議有識者委員及び専門委員から構成される。【青線部分】

図表1-5 第3次犯罪被害者等基本計画の策定経過

平成26年	
8月～9月	第2次基本計画の見直しに向け、国民から要望意見を募集
9月～10月	東京都内及び大阪府内において、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体を対象とした要望意見聴取会を開催
平成27年	
1月26日	第14回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・諸外国における犯罪被害者等への支援の現状の把握
2月17日	第15回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・第2次基本計画の実施状況の評価について検討 ・第2次基本計画の見直しにおける論点について検討 ・第2次基本計画の見直しに関する要望意見の整理
3月16日	第16回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・論点について検討 ①地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進 ②犯罪被害者等を支える気運の醸成
4月28日	第17回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・論点についての検討 ③被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援 ④被害児童に対する国費による専門的治療等 ⑤犯罪被害者等に対する中長期的支援
5月26日	第18回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・論点についての検討 ⑥犯罪被害者等の安全・安心の確保 ⑦民間団体の活動促進 ⑧加害者の損害賠償責任の実現方策
6月30日	第19回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・要望意見の整理において「担当省庁において検討し、担当省庁から計画案文の提出を求めるもの」とされた要望意見に対する対応について検討 ・男女共同参画基本計画の検討結果を踏まえることとされた要望意見に対する対応について検討
7月27日	第20回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・要望意見の整理において「担当省庁において検討し、担当省庁から計画案文の提出を求めるもの」とされた要望意見に対する対応について再検討 ・要望意見の整理において「論点として取り上げるもの」とされた要望意見に対する対応について検討
8月24日	第21回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・第3次基本計画案骨子案について検討
9月29日	第22回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・第2次基本計画の実施状況の評価案について検討 ・第3次基本計画案骨子案について検討
11月18日	第12回犯罪被害者等施策推進会議 ・第2次基本計画の実施状況の評価の決定 ・第3次基本計画案骨子の決定
11月～12月	第3次基本計画案骨子に対するパブリックコメント
平成28年	
1月26日	第24回基本計画策定・推進専門委員会会議 ・パブリックコメントで寄せられた意見への対応について検討 ・第3次基本計画案について検討
3月30日	第13回犯罪被害者等施策推進会議 ・第3次基本計画案の決定
4月1日	第3次基本計画を閣議決定

第2節 第3次犯罪被害者等基本計画の概要

1 第3次犯罪被害者等基本計画のポイント

第3次基本計画では、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様、犯罪被害者等施策の実施者が目指すべき方向・視点を明らかにした「4つの基本方針」、大局的な課題を指摘した「5つの重点課題」及び犯罪被害者等施策を全体として効果的・効率的に行うための「推進体制」が示されている。

これらの下に設けられた各項目名については、第2次基本計画から大きな変更はないものの、その具体的内容について、専門委員等会議における検討の中で新たな方向性や視点が示された。

具体的には、性犯罪の被害に遭った女性は、その羞恥心や自責感から被害に遭ったことを他人に知られたくない、加害者との関係性等から被害を訴えにくいなどの理由から被害申告をしない場合もあり、この種の犯罪は被害が潜在化しやすいとされている。そこで、女性の性犯罪被害者が置かれている状況に関する広報啓発を推進するとともに、相談しやすい環境の整備に努めてきたところである。さらに、専門委員等会議における検討では、これらの女性の性犯罪被害者に加えて、男性の性犯罪被害者及び児童虐待等の被害に遭った子供も被害が潜在化しやすい類型であるということについて、専門委員等会議の構成員間で認識の共有が図られた。

また、「犯罪被害者等」は、基本法第2条第2項において、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族とされており、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭った子供も「犯罪被害者等」に含まれているため、第1次基本計画及び第2次基本計画下においてもこのような子供は支援の対象であった。しかしながら、現状においては十分に支援の手が行き届いていないとい

うことが、専門委員等会議において指摘された。

これらを踏まえて、第3次基本計画では、性犯罪や児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困難なために被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援について、「基本方針」に明記されるとともに、これに関する具体的施策が記載されている。また、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により、その心身に悪影響を受けるおそれがある子供等に対する適切な支援が「基本方針」に明記されている。

また、基本法では、基本理念として、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等が途切れることなく行われること（基本法第3条第3項）が規定されており、これまでも制度や担当機関等が替わっても連続性をもって犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を推進してきたところである。これに加えて、専門委員等会議における検討では、犯罪被害者等の生活の再建を支援するという観点から、犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体や個々の犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細かな支援が可能な犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による犯罪被害者等に対する支援の充実促進を図り、中長期にわたる支援が行われるよう、体制を整備していくことが望ましい旨の指摘がなされた。

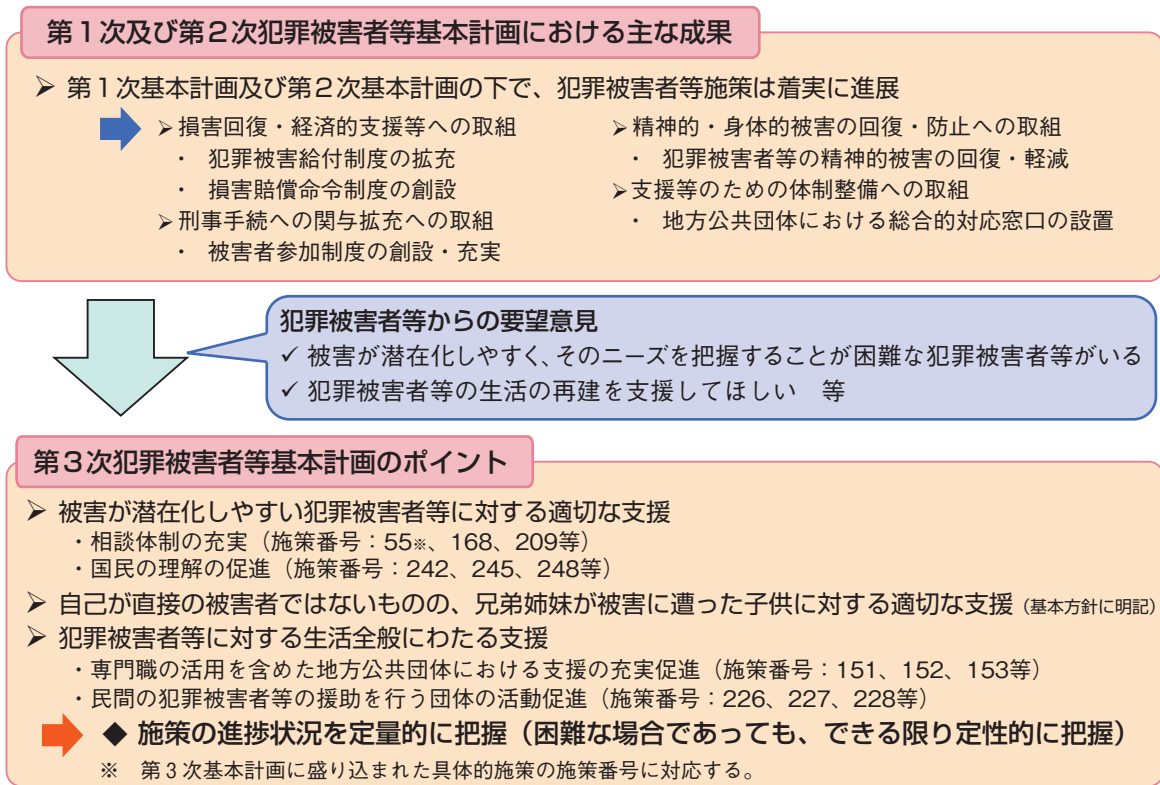
これを踏まえて、第3次基本計画では、犯罪被害者等に対して生活全般にわたる支援を提供できるよう、地方公共団体や犯罪被害者

等の援助を行う民間の団体とともに、継ぎ目のない支援体制を構築し、犯罪被害者等を中長期的に支援するという視点からの体制整備への取組が行われなければならないことが記載されている。また、このような取組が適切に行われても、国民がこれを認識していなければ、犯罪等により被害を受けた際に適切な支援にたどり着くことが困難であることから、政府による犯罪被害者等施策のほか、地

方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による取組を含め、適切にその周知を推進していく必要があるとされている。

さらに、第3次基本計画に盛り込まれた具体的施策が適切かつ確実に推進されることを確保するため、その進捗状況の点検においては、定量的に把握することに努め、これが困難な場合であってもできる限り定性的に把握することとされている。

図表1-6 第3次犯罪被害者等基本計画のポイント



2 重点課題に係る具体的施策

第3次基本計画では、4つの基本方針の下、具体的施策を5つの重点課題に整理し、計261の具体的施策(再掲を含む。)を掲げている。

第1次基本計画及び第2次基本計画下においては、犯罪被害給付制度の拡充、被害者参加制度及び損害賠償命令制度の創設、犯罪被害者等の精神的被害の回復・軽減等に取り組むなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきた。

しかしながら、第1次基本計画及び第2次基本計画の推進によって犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではなく、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等からは、広範囲・多岐にわたる要望意見が寄せられた。

そこで、上述したような論点を掲げ、これらの検討を踏まえて、今後推進していく必要がある新たな具体的施策が第3次基本計画に

盛り込まれるとともに、第2次基本計画に盛り込まれていた具体的施策についても、その充実を図るなど引き続き取り組んでいく必要がある施策が第3次基本計画に盛り込まれた。

以下、第3次基本計画に盛り込まれている主な施策を引用し、紹介する。

なお、【 】内は施策担当府省庁を、()内は第3次基本計画における施策番号をそれぞれ表している。

ア 損害回復・経済的支援等への取組

(ア) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施

警察庁において、日本弁護士連合会等の協力を得て、債務名義を得ても犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。【警察庁】(11)

(イ) 犯罪被害給付制度に関する検討

警察庁において、平成20年度以降拡充してきた犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえつつ、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方について「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめに従った取組を進めるとともに、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方や、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する。【警察庁】(12)

(ウ) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」において取り

まとめられた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」^{※1}を踏まえ、警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、同報告書を踏まえ、警察庁及び都道府県警察において、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図るとともに、同制度の周知に努める。【警察庁】(15)

(エ) 預保納付金の活用

金融庁及び財務省において、25年度から実施している預保納付金^{※2}事業について、犯罪被害者等の子供への奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者等支援団体への助成対象に相談員の育成に必要な費用を追加することとし、28年度中を目途にその募集等を開始する。【金融庁、財務省、警察庁】(18)

イ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(ア) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

文部科学省において、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置や犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を通じて、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校に配置し、スクールソーシャルワーカーも全公立中学校区に配置することにより、学校における教育相談体制を充実させる。【文部科学省】(55)

(イ) 被害児童からの事情聴取における配慮

法務省、警察庁及び厚生労働省において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協

※1 警察庁において、平成26年3月から6人の有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が開催され、同研究会が27年4月に取りまとめた報告書。

※2 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込み詐欺救済法」という。）に基づく被害者救済手続を経て、被害者に返すことができなかった残金で、預金保険機構に納付された金銭のことをいう。

議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。
【法務省、警察庁、厚生労働省】(110)

ウ 刑事手続への関与拡充への取組

(ア) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

法務省において、刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官がその経過及び結果について必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。【法務省】(121)

(イ) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう、対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の

臓器を適切に返還するための手続等について検討する。【警察庁、法務省】(131)

エ 支援等のための体制整備への取組

(ア) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。【警察庁】(151)

(イ) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁】(152)

(ウ) 警察における相談体制の充実等

○ 警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿

名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。【警察庁】(168)

- 警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】(169)

(エ) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制度について、引き続き、周知を図る。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。加え

て、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始めとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】(182)

(オ) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。【警察庁】(227)

オ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(ア) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

警察庁において、犯罪被害者等に関する

る国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。【警察庁】(241)

(イ) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪

被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(242)

(ウ) 若年層に対する広報・啓発

内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取組を推進する。【内閣府】(244)

図表1-7 第3次犯罪被害者等基本計画の概要

<p><犯罪被害者等基本計画> 政府が総合的かつ長期的に講ずべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画(犯罪被害者等基本法第8条)</p>		<p>計画期間 平成28年4月1日～平成32年度末(5か年)</p>
<p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること ② 個々の事情に応じて適切に行われること ③ 途切れることなく行われること ④ 国民の総意を形成しながら展開されること 	<p>推進体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国の行政機関相互の連携・協力 ② 地方公共団体との連携・協力 ③ その他様々な関係機関・関係者との連携・協力 ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映 ⑤ 施策策定過程の透明性の確保 ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等 ⑦ フォローアップの実施 ⑧ 犯罪被害者等基本計画の見直し 	
<p>重点課題に係る具体的施策 ※主に新規の施策について記載</p>		
<p>第1 損害回復・経済的支援等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施(警察庁) ・ 犯罪被害給付制度に関する検討(警察庁) ・ カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減(警察庁) ・ 預保納付金の活用(金融庁、財務省、警察庁) ・ 海外での犯罪被害者に対する経済的支援(警察庁、外務省) ・ 被害直後及び中期的な居住場所の確保(警察庁、厚生労働省) ・ 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援(厚生労働省) ・ 被害回復のための休暇制度の周知・啓発(厚生労働省) 	<p>第3 刑事手続への関与拡充への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告訴に対する適切な対応(警察庁、法務省) ・ 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進(警察庁) ・ 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等(警察庁、法務省) ・ 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進、証拠品の適正な処分等(警察庁、法務省) 	
<p>第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知(厚生労働省) ・ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実(警察庁) ・ ワンストップ支援センターの設置促進(内閣府、警察庁、厚生労働省) ・ 判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用(法務省) ・ 警察における再被害防止措置の推進(警察庁) ・ 犯罪被害者等に関する情報の保護(警察庁、総務省、法務省、国土交通省) ・ 再被害防止のための安全確保方策の検討(内閣府、警察庁、法務省) ・ 職員等に対する研修の充実等(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省) ・ 被害児童からの事情聴取における配慮(法務省、警察庁、厚生労働省) 	<p>第4 支援等のための体制整備への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進(警察庁) ・ 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化(警察庁) ・ 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実(文部科学省) ・ 警察における相談体制の充実等(警察庁) ・ 公共交通事故被害者への支援(国土交通省) ・ 児童虐待防止対策に関する調査研究(厚生労働省) ・ 預保納付金の活用(金融庁、財務省、警察庁) 	
	<p>第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施(警察庁) ・ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省) ・ 若年層に対する広報・啓発(内閣府) 	

第3節 犯罪被害者等施策の移管

平成28年4月、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律が施行され、これまで内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務は国家公安委員会（警察庁）に移管された。

これは、現場に近いところで犯罪被害者等と密接に関わる各種施策を行っている、国家公安委員会（警察庁）に事務を移管することで、よりきめ細やかな取組を図ることができるとされたこと等による。

第3次基本計画は、第1次基本計画及び第2次基本計画の成果を踏まえつつ、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、策定された。

第3次基本計画の下、国家公安委員会（警察庁）では、関係府省庁、地方公共団体その他の関係機関、民間の団体等と、より一層、相互に連携を図りながら協力し、犯罪被害者等施策の更なる取組の強化を図っていくこととしている。

図表1-8 犯罪被害者等施策の推進体制～平成28年4月以降～

